

有効利用評価方針

電波監理審議会

一 目的

この方針は、有効利用評価¹（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位及び区分

1 評価の単位

評価は、2の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類²ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（１）電気通信業務用基地局³

（２）電気通信業務用基地局以外の無線局

ア 公共業務用無線局⁴

イ 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

2 評価の区分

評価の区分は、調査区分⁵と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（１）電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア 周波数帯⁶

イ 電気通信業務用基地局の免許人

¹ 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。

² 法第26条の2第1項各号に掲げる無線局の種類をいう。

³ 法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

⁴ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第2条第3号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

⁵ 法第26条の2第1項に規定する調査区分をいう。

⁶ 法第26条の2第1項第1号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ 総務省令⁷に規定する事項

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア 周波数帯

イ 総務省令⁸に規定する事項

三 評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査⁹の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

1 電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

(ア) 電気通信業務用基地局の数¹⁰

(イ) 人口カバー率¹¹

(ウ) 面積カバー率¹²

⁷ 法第26条の2第1項第1号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

⁸ 法第26条の2第1項第2号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁹ 法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。

¹⁰ 開設計画（法第27条の14第1項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第3項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

¹¹ 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する2分の1地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

¹² 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）
- エ 総務省令¹³に規定する事項

（２） 評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

- ア （１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価¹⁴及び進捗評価¹⁵を行うものとする。
- イ （１）エの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする¹⁶。

（３） 評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする¹⁷。

- ア （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している¹⁸又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準
 - （ア） 実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。
 - （イ） 進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。
- イ （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準
 - （ア） 実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。
 - （イ） 進捗評価の基準は、別紙４のとおりとする。
- ウ （１）エの事項に係る評価の基準
 - （１）エの事項に係る評価の基準は、別紙５のとおりとする。
- エ 全体の総合的な所見

¹³ 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

¹⁴ 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

¹⁵ 計画値又は前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

¹⁶ 具体的には、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組を対象に評価を行うものとする。

¹⁷ 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価（Ｒ）とする。

¹⁸ 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

(1) アからエまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

2 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 技術導入状況
- エ 総務省令¹⁹に規定する事項

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア (1) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行²⁰並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況
- エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
- オ 使用している周波数に対する需要²⁰

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 技術導入状況

¹⁹ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²⁰ デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

エ 総務省令²¹に規定する事項

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア (1) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
- エ 周波数割当計画²²において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
- オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

4 重点調査対象システム²³については、1から3までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

5 1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性
 - ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
 - イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
 - ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
 - エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用
- (2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

²¹ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²² 法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

²³ 法第26条の2第1項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

6 評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。

(1) 電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査

ア 各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び2以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況

イ 免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査

電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

四 勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告²⁴を行うものとする。

五 その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六 施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。

初版 令和4年9月28日

改定 令和5年7月31日

²⁴ 法第99条の13に規定する勧告をいう。

別紙 1

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している全ての周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 773MHzを超え 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(2) 860MHzを超え 890MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(3) 945MHzを超え 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(4) 1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(5) 1,845MHzを超え 1,860MHz以下 及び 1,860MHzを超え 1,880MHz以下 ²⁵	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(6) 2,110MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(7) 2,545MHzを超え 2,575MHz以下 及び 2,595MHzを超え 2,650MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁵ 東名阪区域（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第2項第2号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

(8) 3,480MHzを超え 3,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
-------------------------------	------	-----------------	----------------	----------------	----------------	-------

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値 ²⁶ の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

4 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

²⁶ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

5 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用している。 ア CA²⁷ イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO²⁸又はMassive MIMO²⁹ ウ UL64QAM³⁰又は256QAM³¹

²⁷ キャリアアグリゲーションのこと。2以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。

²⁸ 1の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。2MIMO、4MIMO又は8MIMOはそれぞれ、2、4又は8以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。

²⁹ 1の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。

³⁰ 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。

³¹ 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。

D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO若しくは(ウ)UL64QAM若しくは256QAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO若しくは(ウ)UL64QAM若しくは256QAM又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。
---	---

6 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	2（人口カバー率）の評価がAである。
B	2（人口カバー率）の評価がBである。
C	2（人口カバー率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（人口カバー率）、4（無線局の行う無線通信の通信量）又は5（技術導入状況）の評価のいずれかがDである。

別紙 2

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 －5,000局以上 前年度実績値 －3,000局未満	前年度実績値 －5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値 －5%以上 前年度実績値 －1%未満	前年度実績値 －5%未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値 －5%以上 前年度実績値	前年度実績値 －5%未満

			－ 1 %未満	
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (1)、(2) 又は(3)の評価のうちいずれかがSである。 イ (1)、(2) 及び(3)の評価がいずれもA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2) 及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (1)、(2) 又は(3)の評価のうちいずれかがBである。 イ (1)、(2) 及び(3)の評価がいずれもB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2) 又は(3)の評価のうちいずれかがCである。

付表 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	<u>S</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>
<u>北海道</u>	<u>前年度実績値</u> <u>+124局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±124局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－207局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－124局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－207局未満</u>
<u>東北</u>	<u>前年度実績値</u> <u>+205局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±205局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－341局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－205局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－341局未満</u>

関東	<u>前年度実績値</u> <u>+1,057局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±1,057局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－1,762局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－1,057局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－1,762局未満</u>
信越	<u>前年度実績値</u> <u>+101局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±101局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－168局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－101局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－168局未満</u>
北陸	<u>前年度実績値</u> <u>+70局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±70局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－116局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－70局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－116局未満</u>
東海	<u>前年度実績値</u> <u>+355局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±355局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－592局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－355局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－592局未満</u>
近畿	<u>前年度実績値</u> <u>+488局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±488局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－814局以上</u> <u>前年度実績値</u> <u>－488局未満</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－814局未満</u>
中国	<u>前年度実績値</u> <u>+173局超</u>	<u>前年度実績値</u> <u>±173局以内</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－288局以上</u> <u>前年度実績値</u>	<u>前年度実績値</u> <u>－288局未満</u>

			－173局未満	
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。
C	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値+10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-10%未満である。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-30%未満である。

別紙 3

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の110%を超えている。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上である。
A	周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある。 ア 電気通信業務用基地局の数が、電気通信業務用基地局の数に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。 イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周波数帯平均値の110%にあたる値が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。 ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。

B	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、以下の条件を複数満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%以上かつAの条件の範囲を下回っている。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の110%以下である。 ウ 電気通信業務用の数基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち、1つがAの条件の範囲を満たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未満である。
C	周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%未満である。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、Aの条件の範囲を下回っている。

2 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率

5 G高度特定基地局³²の数及び5 G基盤展開率³³に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、5 G用周波数帯³⁴（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率のいずれも、それぞれ周波数帯平均値の110%を超えている。
A	周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、5 G基盤展開率に係る周波数帯平均値の110%にあたる値が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。 イ 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率のうち、一方が周波数帯平均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。

³² 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「5 G導入開設指針」という。）第1項第14号に規定する5 G高度特定基地局及び第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号。以下「5 G普及開設指針」という。）第1項第18号に規定する5 G高度特定基地局をいう。

³³ 5 G導入開設指針第1項第15号に規定する5 G基盤展開率及び5 G普及開設指針第1項第19号に規定する5 G基盤展開率をいう。

³⁴ 5 G導入開設指針、5 G普及開設指針及び2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和4年総務省告示第51号。以下「2.3GHz帯開設指針」という。）により割り当てられた周波数をいう。

B	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア 5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率のうち、一方が A の条件の範囲を満たしており、他方が A の条件の範囲を下回っている。 イ 5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率のいずれも A の条件の範囲を下回っており、かつ 1 つ以上が 70% 以上である。
C	周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の 70% 未満である。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

(1) 5 G 用周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからウまでのうち複数の技術の導入率が 50% を超えている。 ア CA イ 4 MIMO、8 MIMO 又は Massive MIMO ウ 256QAM
A	アからウまでのうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又は Massive MIMO ウ 256QAM 又は UL64QAM

B	アからウまでのうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
C	アからウまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM

(2) 5G用周波数帯

評価	評価の基準
S	アからエまでのうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM
A	アからエまでのうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM

B	アからエまでのうち 1 つの技術が導入されている。 ア CA イ 4 MIMO 又は 8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM 又は UL64QAM
C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4 MIMO 又は 8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM 又は UL64QAM

4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）及び3（技術導入状況）の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）及び3（技術導入状況）の評価のいずれもAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）及び3（技術導入状況）の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。
C	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）又は3（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

別紙 4

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G用周波数帯以外の周波数帯）

5 G用周波数帯以外の周波数帯に係る電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値以上 計画値＋3,000局以内	計画値－3,000局以上 計画値未満	計画値－3,000局未満
(2) 人口カバー率	計画値＋1％超	計画値以上 計画値＋1％以内	計画値－1％以上 計画値未満	計画値－1％未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSで	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

	ある。			
--	-----	--	--	--

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	<u>S</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>
北海道	計画値＋124局超	計画値以上 計画値＋124局以内	計画値－124局以上 計画値未満	計画値－124局未満
東北	計画値＋205局超	計画値以上 計画値＋205局以内	計画値－205局以上 計画値未満	計画値－205局未満
関東	計画値＋1,057局超	計画値以上 計画値＋1,057局以内	計画値－1,057局以上 計画値未満	計画値－1,057局未満
信越	計画値＋101局超	計画値以上 計画値＋101局以内	計画値－101局以上 計画値未満	計画値－101局未満
北陸	計画値＋70局超	計画値以上 計画値＋70局以内	計画値－70局以上 計画値未満	計画値－70局未満
東海	計画値＋355局超	計画値以上 計画値＋355局以内	計画値－355局以上 計画値未満	計画値－355局未満
近畿	計画値＋488局超	計画値以上 計画値＋488局以内	計画値－488局以上 計画値未満	計画値－488局未満
中国	計画値＋173局超	計画値以上 計画値＋173局以内	計画値－173局以上 計画値未満	計画値－173局未満
四国	計画値＋88局超	計画値以上 計画値＋88局以内	計画値－88局以上 計画値未満	計画値－88局未満

九州	計画値＋304局超	計画値以上 計画値＋304局以内	計画値－304局以上 計画値未満	計画値－304局未満
沖縄	計画値＋35局超	計画値以上 計画値＋35局以内	計画値－35局以上 計画値未満	計画値－35局未満

2 電気通信業務用基地局の数（5 G用周波数帯）

5 G用周波数帯に係る電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G用周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値＋3,000局超	計画値以上 計画値＋3,000局以内	計画値－3,000局以上 計画値未満	計画値－3,000局未満
(2) 電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値＋3,000局超	計画値以上 計画値＋3,000局以内	計画値－3,000局以上 計画値未満	計画値－3,000局未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

	はSである。			
--	--------	--	--	--

3 5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率（5 G 用周波数帯（2.3GHz 帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。））

5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率に係る進捗評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 2 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5 G 高度特定基地局の数	計画値＋1,000局超	計画値以上 計画値＋1,000局以内	計画値－1,000局以上 計画値未満	計画値－1,000局未満
(2) 5 G 基盤展開率	計画値＋1 %超	計画値以上 計画値＋1 %以内	計画値－1 %以上 計画値未満	計画値－1 %未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方が S であり、他方が A 又は S である。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれも A である。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方が B であり、他方が B、A 又は S である。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかが C である。

付表 2 総合通信局ごとの基準

評価項目	評価及びその基準			
	<u>S</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>

<u>北海道</u>	<u>計画値＋204局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋204局以内</u>	<u>計画値－204局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－204局未満</u>
<u>東北</u>	<u>計画値＋167局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋167局以内</u>	<u>計画値－167局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－167局未満</u>
<u>関東</u>	<u>計画値＋92局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋92局以内</u>	<u>計画値－92局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－92局未満</u>
<u>信越</u>	<u>計画値＋62局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋62局以内</u>	<u>計画値－62局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－62局未満</u>
<u>北陸</u>	<u>計画値＋35局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋35局以内</u>	<u>計画値－35局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－35局未満</u>
<u>東海</u>	<u>計画値＋73局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋73局以内</u>	<u>計画値－73局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－73局未満</u>
<u>近畿</u>	<u>計画値＋68局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋68局以内</u>	<u>計画値－68局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－68局未満</u>
<u>中国</u>	<u>計画値＋86局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋86局以内</u>	<u>計画値－86局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－86局未満</u>
<u>四国</u>	<u>計画値＋56局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋56局以内</u>	<u>計画値－56局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－56局未満</u>
<u>九州</u>	<u>計画値＋136局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋136局以内</u>	<u>計画値－136局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－136局未満</u>
<u>沖縄</u>	<u>計画値＋21局超</u>	<u>計画値以上</u> <u>計画値＋21局以内</u>	<u>計画値－21局以上</u> <u>計画値未満</u>	<u>計画値－21局未満</u>

4 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、別紙 2 の 3（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 5

総務省令³⁵に規定する事項に係る評価の基準

総務省令³⁵に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 総務省令³⁵に規定する事項

総務省令³⁵に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価	評価の基準
① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保 ³⁶	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	過去の経験等を踏まえ、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③ データトラヒック	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

³⁵ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

³⁶ 災害対策、通信障害対策、セキュリティ対策をいう。

④電波の割当てを受けていない者等（MVNO ³⁷⁾ に対するサービス提供	a	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
	b	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
	c	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
	d	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	bに加えて、5Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

2 総合的な評価

総合的な評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

³⁷⁾ MNO（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。